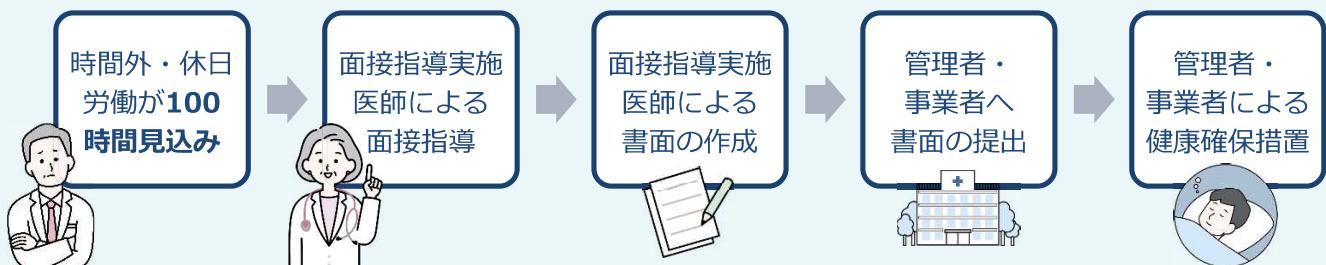


## 長時間労働医師への面接指導について

時間外・休日労働が月100時間以上となることが見込まれる医師に対しては、面接指導を実施しなければなりません。  
副業・兼業先の医療機関にも義務付けられます。

### 面接指導の実施の流れ

面接指導は、長時間働く医師一人一人の健康状態を確認し、医師の健康確保のため、必要に応じて、管理者（事業者）が就業上の措置を講ずることを目的として行われるものです。



### 面接指導実施医師とは？

長時間労働医師への面接指導は、「面接指導実施医師」が行います。

面接指導実施医師は、以下の要件を満たす者であることが規定されています。

- 面接指導対象医師が勤務する病院または診療所の管理者でないこと
- 「面接指導実施医師養成講習会」（→p.26）の受講を修了していること

面接指導を受ける医師が、安全な環境で安心して面接指導を受けられ、本人の健康確保につなげられる体制をとってください。



面接指導実施医師の要件を満たす医師はどなたでも面接指導が行えますが…  
医療機関においては、面接指導実施医師が面接指導対象医師の直接の上司とならないような体制を整備することが望ましいです。

## 面接指導に関する医療機関管理者の義務

医療法に基づき、医療機関の管理者には、以下が義務付けられています。

- 面接指導対象医師に対し、面接指導を実施すること
- 面接指導実施医師に、面接指導に必要な情報を提供すること
- 面接指導実施後、健康確保措置についての面接指導実施医師の意見を聞くこと
- 必要なときは、面接指導対象医師の健康確保のため、労働時間の短縮、宿直の回数の減少、その他の適切な措置を行うこと
- 面接指導、面接指導実施医師の意見、健康確保措置の内容を記録、保存すること 等

以上は、医師にA・連携B・B・C水準を適用する  
すべての医療機関の管理者の義務です。



## 面接指導で確認すべき事項

面接指導実施医師は、医療機関の管理者（事業者）より、

- 面接指導対象医師の氏名
- 面接指導対象医師の勤務の状況・睡眠の状況・疲労の蓄積の状況・その他心身の状況

等の情報の提供を受け、面接指導対象医師に対し、面接指導を実施します。

面接指導では、以下の事項を確認してください。

- **勤務**の状況（労働時間や労働時間以外で留意すべき事項があるか）
- **睡眠**の状況（睡眠評価表等により確認）
- **疲労**の蓄積の状況（自己診断チェックリスト等により確認）
- **心身**の状況

## 面接指導の実施時期

面接指導は、月の時間外・休日労働時間が100時間以上となる前に  
実施する必要があります。

- ✓ A水準適用医師は、疲労の蓄積（下記注参照）が認められなければ、月の時間外・休日労働が100時間以上となった後遅滞なく実施することも可能です。

注 一定の疲労蓄積が認められる場合とは下記のいずれかに該当した場合です。  
いずれにも該当しない場合には、疲労の蓄積が認められないものとして差し支えありません。

- ① 前月の時間外・休日労働時間数：100時間以上
- ② 直近2週間の1日平均睡眠時間：6時間未満
- ③ 疲労蓄積度チェック：自覚症状がIV又は負担度の点数が4以上
- ④ 面接指導の希望：有



前月において時間外・休日労働時間が80時間を超えた医師については、当月の時間外・休日労働時間が100時間以上となる可能性が高いため、あらかじめ面接指導の実施時期を決めておく等の対応が推奨されます。

## 面接指導の実施時期の考え方（まとめ）

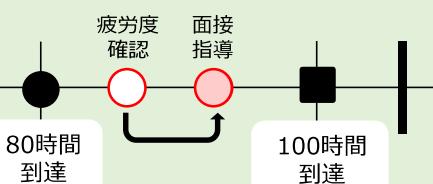
医師に適用される水準	A水準	A・B・連携B・C水準	B・連携B・C水準
時間外・休日労働が100時間以上となる頻度	低い		高い
睡眠及び疲労の状況の事前確認の実施時期	当該月の時間外・休日労働が80時間を超えた後	ある程度の疲労蓄積が想定される時期（当該月の時間外・休日労働が80時間前後となる時期が望ましい）	毎月あらかじめ決めておいた時期に行うことも可能
面接指導の実施時期	事前確認で一定の疲労の蓄積が確認された場合は当該月の時間外・休日労働が100時間に到達する前に実施しなければならない。	※ただし、当該月の時間外・休日労働が100時間に到達する前に実施しなければならない。	※ただし、当該月の時間外・休日労働が100時間に到達する前に実施しなければならない。

### 時間外・休日労働が100時間以上となる頻度が低い場合（A水準に限る）の例

11/1 80時間到達後に疲労度確認を行い、一定の疲労蓄積ありの場合は、100時間到達前に面接指導を実施

※ 疲労の蓄積無しの場合は、100時間到達後に遅滞なく面接指導を実施することとしても可

11/22 11/24 11/26 11/28 12/1



### 時間外・休日労働が100時間以上となる頻度が中程度の場合の例

11/1 ある程度の疲労蓄積が想定される時期（80時間到達前後の時期が望ましい）に面接指導を実施

11/22 11/26 12/1

80時間到達 100時間到達

← 疲労度確認 & 面接指導 →

### 時間外・休日労働が100時間以上となる頻度が高い場合の例

11/1 毎月あらかじめ決めておいた時期に面接指導を実施することも可能

11/12

11/22 11/24

12/1 12/12

疲労度確認 & 面接指導

80時間到達

疲労度確認 & 面接指導

100時間到達

## 面接指導実施結果及び意見書作成後の流れ



面接指導実施医師が作成する面接指導実施結果及び意見書は、以下の流れで管理者・事業者の元で「書面」でやりとりされることとなります。



面接指導  
実施医師

①面接指導結果とそれに対する意見、②本人への指導内容と管理者への意見、③署名等を記載した書面（→p.25）を作成する。

対象  
医師

or

管理者

面接指導対象医師から依頼があれば、面接指導対象医師に代わって、面接指導実施医師が管理者に直接書面を提出することも可能です。

対象  
医師

or

事業者

受け取った書面の内容を確認し、措置が必要である場合は措置内容を記載、確認欄に署名等を行う。

面接指導対象医師から依頼があれば、面接指導対象医師に代わって、管理者が事業者に直接書面を提出することも可能です。

受け取った書面の内容を確認し、確認欄に署名等を行う。また、管理者が講ずる措置内容に加え、別途措置を講ずる必要がある場合はその措置の内容を記載する。

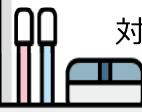
### 留意点

- 面接指導対象医師が勤務する全ての医療機関へ提出します。
- 依頼を受けた面接指導実施医師が、各医療機関へ提出することも可能です。
- 受け取った書面は、管理者と事業者が5年間保管します。（電子媒体による保存も可能）
- 管理者・事業者への書面提出・確認・保存は事務部門を介して行うことも可能です。

### 産業医面談と長時間労働医師への面接指導の関係

これまで行われてきた労働安全衛生法（安衛法）に基づく面接指導（いわゆる「産業医面談」）についても、医療法および労働基準法に基づく面接指導が実施され、かつ、その結果の書面が医療機関の事業者に提出されれば、改めて行う必要はありません。

なお、面接指導実施医師が、面接指導の結果、産業医と連携すべきとの意見を出した場合は、その意見を踏まえて産業医へ相談する等の対応を検討してください。



# 長時間労働医師面接指導結果及び意見書（様式例）

様式例のダウンロードはこちら ↓

<https://ishimensetsu.mhlw.go.jp/.assets/%E3%80%90%E6%A7%98%E5%BC%8F%E4%BE%8B%E3%80%91%E9%95%8B%96%99%82%E9%96%93%E5%8A%B4%E5%83%8D%E5%8C%BB%E5%88%AB%E9%9D%A2%E6%8E%A5%E6%8C%87%E5%80%8E%E6%84%8F%E8%A6%8B%E6%9B%8B.pdf>



## 長時間労働医師面接指導結果及び意見書

面接指導結果・面接指導実施医師意見			
対象者氏名		所属	
		生年月日	年 月 日
勤務の状況 (労働時間、 労働時間以外の項目)			
睡眠負債の状況 (特記事項)	(低) 0	1	2 3 (高) (本人報告・睡眠評価表)
疲労の蓄積の状態 (特記事項)	(低) 0	1	2 3 (高) (労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト)
その他の心身の状況			
本人への指導内容 及び 管理者への意見 (複数選択可・該当項目の左に○をつける)			
	就業上の措置は不要です		
	以下の心身の状況への対処が必要です (○で囲む) 専門医受診勧奨 ・ 面談を含む産業医連携 ・ その他 (特記事項へ記載)		
	以下の勤務の状況への対処が必要です (○で囲む) 上司相談 ・ 面談を含む産業医連携 ・ その他 (特記事項へ記載)		
(特記事項)			
面接実施年月日	年 月 日		
面接指導実施医師	(所属)	(氏名) ※署名等	

面接指導実施医師は、この点線上まで記載した段階（管理者が「面接指導実施医師意見に基づく措置内容」を記載する前）で、本書面を被面接医に渡してください。

面接指導実施医師意見に基づく措置内容（管理者及び事業者が記載）	
※時間外・休日労働が月155時間を超えた被面接医には労働時間短縮のための措置が必要です。 年 月 日	
確認欄（署名等）※提出を受けた医療機関で記載してください。	
医療機関名	
(管理者)	(事業者)

**医療機関と面接指導実施医師のための  
長時間労働医師の健康確保に関するマニュアル（改訂版）  
を近日公開予定です。**

**長時間労働医師の健康確保に関するマニュアル 改訂版**

- (内容)     ・ 医療機関における適切な面接指導実施体制  
              ・ 面接指導実施医師の業務  
              ・ 意見書作成方法とその取扱い  
              ・ 医師の勤務環境改善方法       等



面接指導実施医師・面接指導実施医師養成講習会に関する情報は、以下のホームページで確認することができます。  
面接指導実施医師に関するFAQも掲載しております。

**医師の働き方改革面接指導実施医師養成ナビ**

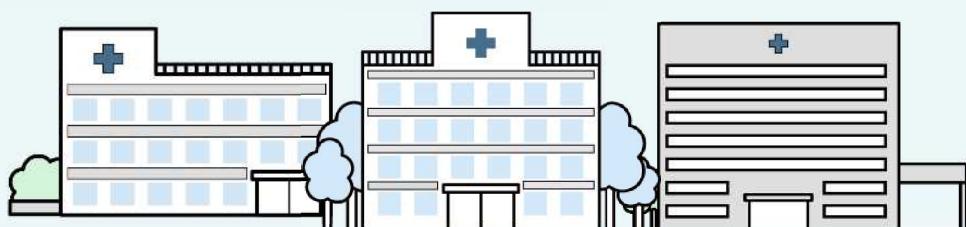
💬 医師の働き方改革 面接指導実施医師養成ナビ

<https://ishimensetsu.mhlw.go.jp/>



面接指導実施医師養成講習会の動画を  
ご覧になりたい方はこちら

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWj5R8EvyAfcg0qXbO-osE-E>

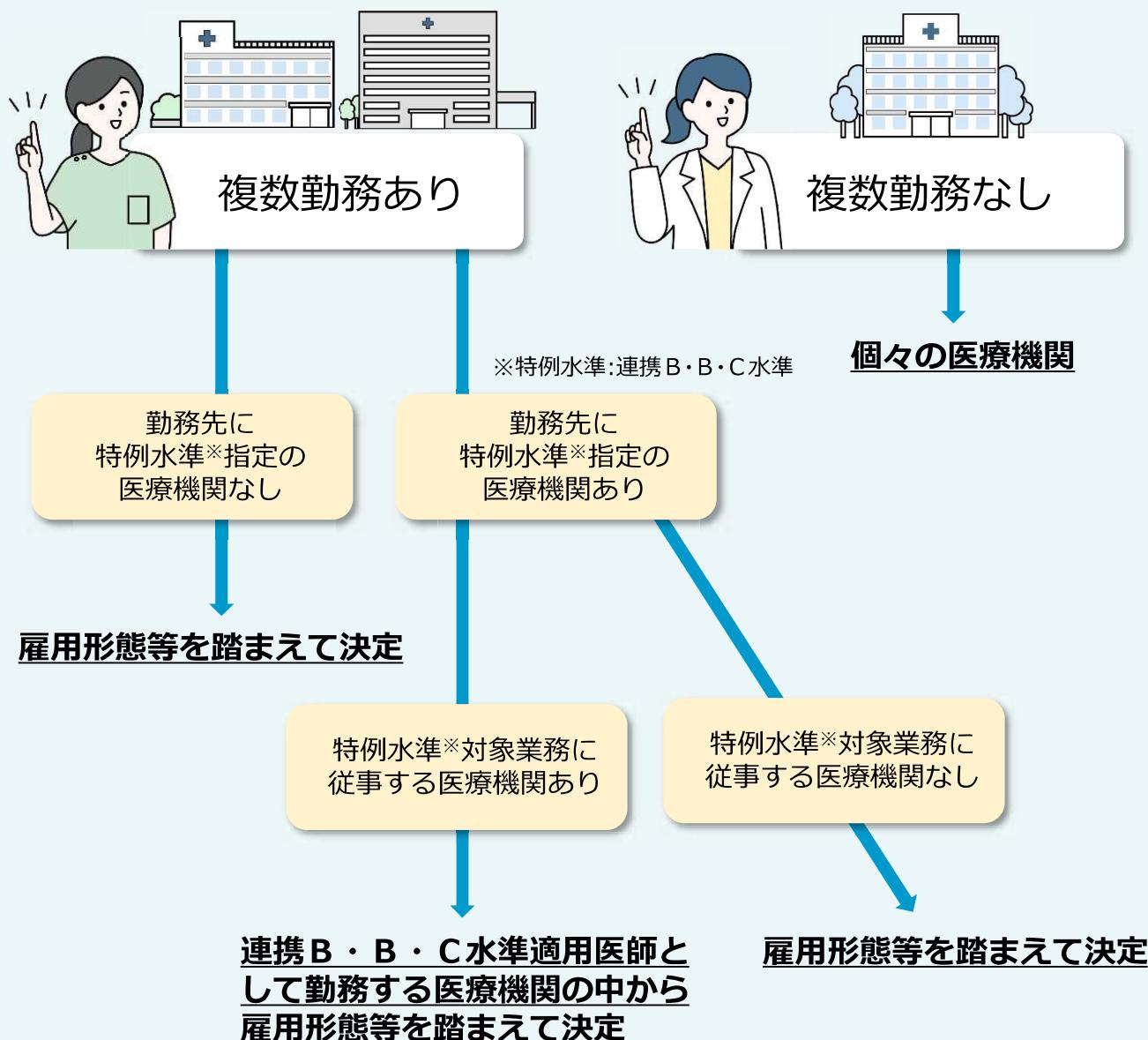


## 副業・兼業時の面接指導フローチャート

医師が副業・兼業を行っている場合には、どの医療機関が面接指導を実施するのかを医療機関同士で話し合うようにしてください。

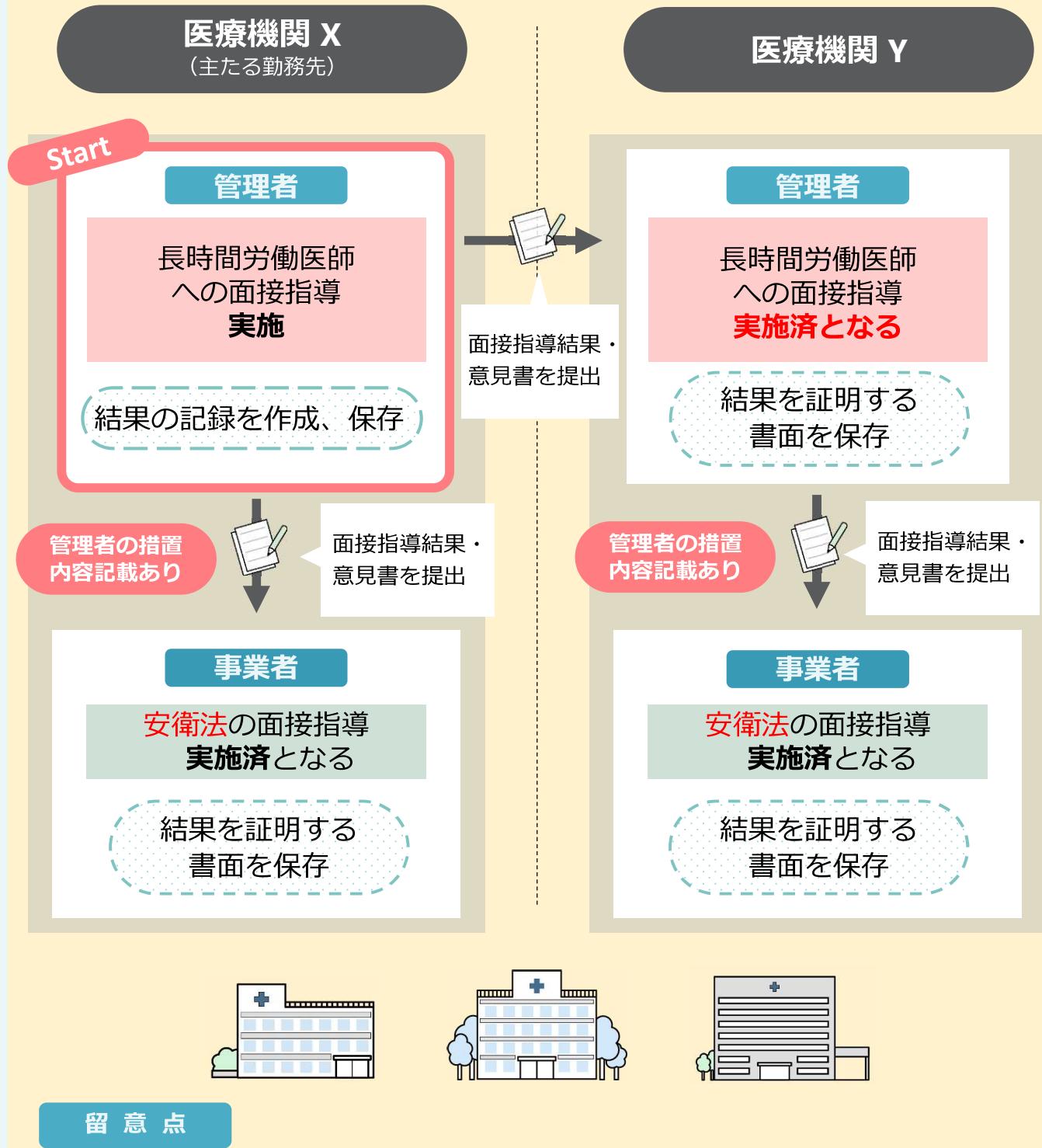
副業・兼業先の医療機関にも、面接指導の実施の義務がかかります。月の労働時間を踏まえた面接指導の時期が遅れないよう、どの医療機関が実際に面接指導を実施するのかについて、医療機関間で事前に話し合いを行っておきましょう。最終的には、医師本人の選択により、医療機関との相談の上、個別に決定してください。

### 面接指導を実施する医療機関の考え方



医療機関X（主たる勤務先）とYで副業・兼業している医師について、時間外・休日労働時間が通算して月100時間以上となる見込みがある場合

Xの管理者が、面接指導対象医師から、Xでの面接指導結果・意見書のYへの提出を依頼されている場合のフローは以下のとおりです。



面接指導対象医師が、副業・兼業先の管理者に面接指導結果及び意見書（面接指導の結果を証明する書面）を提出しなかった場合、副業・兼業先の医療機関の管理者は、別途面接指導を実施する必要があります。